

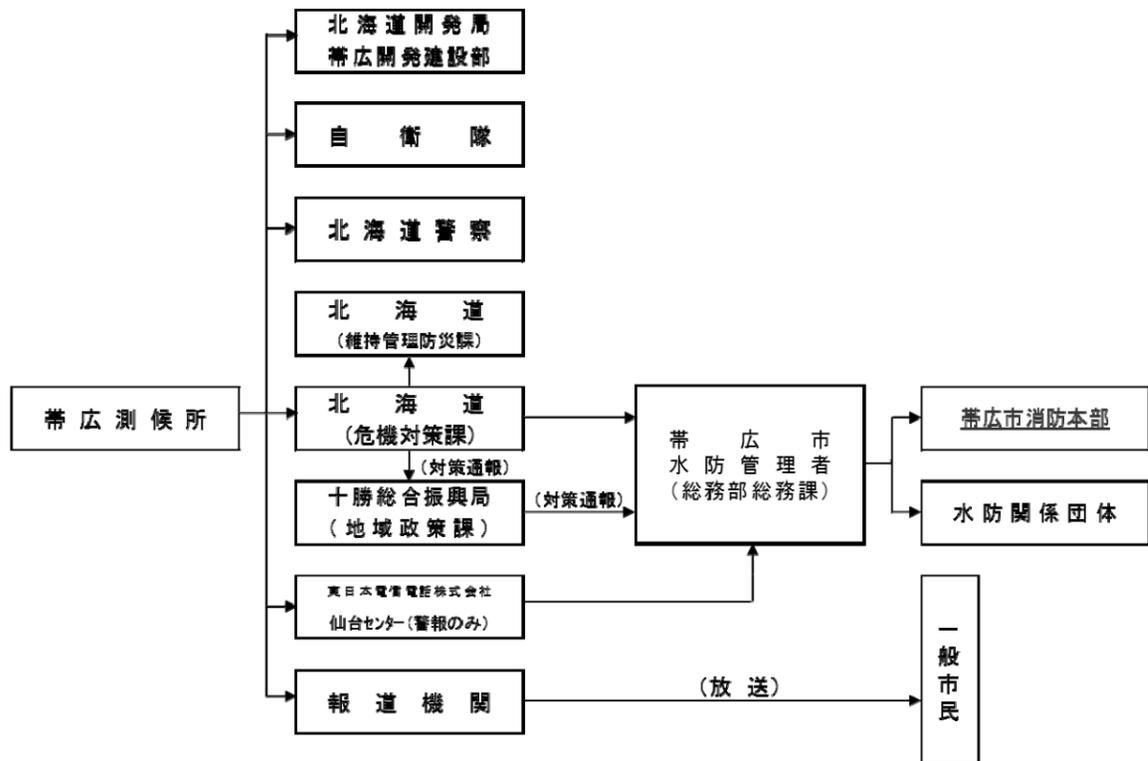
帯広市水防計画 新旧対照表

添付資料 2-①

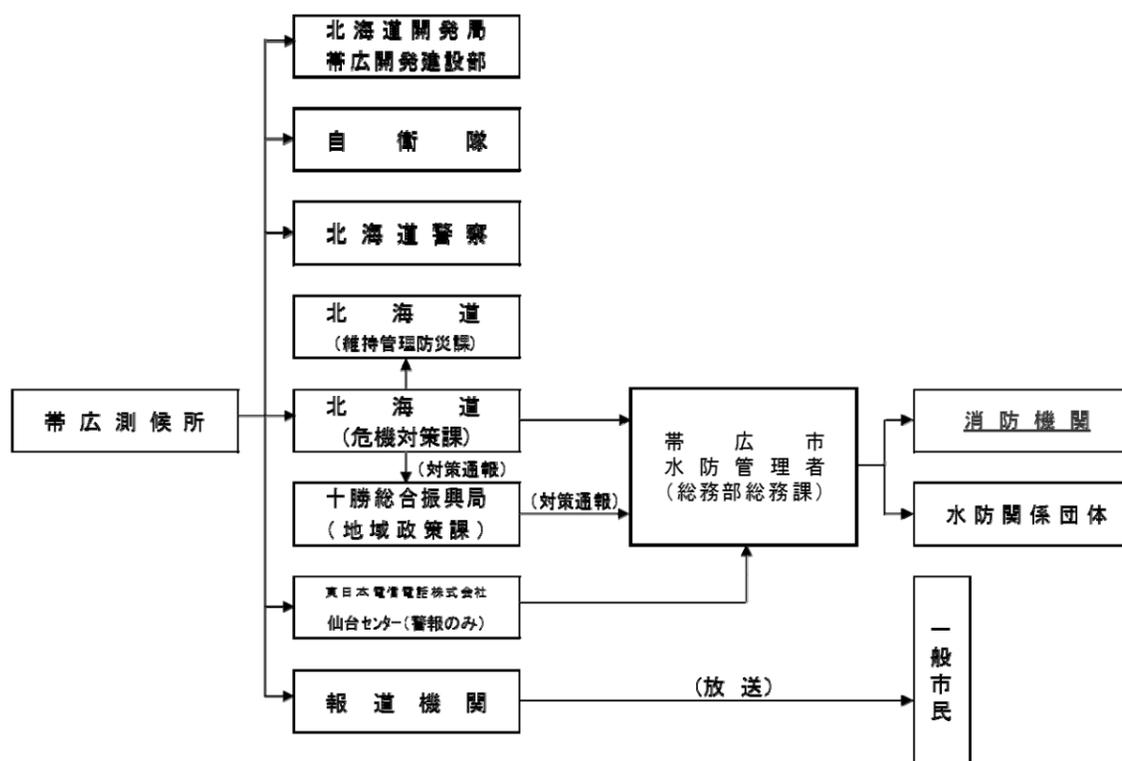
掲載頁	旧	新	備考																																																																				
第2章 第1節 3頁	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 市の水防組織</p> <p>1 水防本部事務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>班</th> <th>業務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課</td> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水防本部の庶務及び各部との連絡調整 気象予報（注意報含む）、警報及び情報等の収集、伝達 災害状況取りまとめ、災害記録 国・道に対する要請及び報告 </td> </tr> <tr> <td>政策推進部</td> <td>広報広聴課</td> <td>広報第1班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>農村振興課 農政課</td> <td>農政班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び水防措置要請 営農用水、簡易水道施設の被害調査及び応急対策 農村下水道施設の被害調査及び応急対策 危険水防区域の警戒巡視 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市建設部</td> <td>管理課</td> <td>管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請 危険水防区域の警戒巡視 道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 </td> </tr> <tr> <td>道路維持課 土木課</td> <td>道路班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策 市街地の浸水防止対策 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td>水道課</td> <td>水道施設班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 </td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td>下水道施設班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 </td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>消防課</td> <td>消防班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害の警戒、水防活動 </td> </tr> </tbody> </table>	部	課	班	業務分担	総務部	総務課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部の庶務及び各部との連絡調整 気象予報（注意報含む）、警報及び情報等の収集、伝達 災害状況取りまとめ、災害記録 国・道に対する要請及び報告 	政策推進部	広報広聴課	広報第1班	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整 	農政部	農村振興課 農政課	農政班	<ul style="list-style-type: none"> 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び水防措置要請 営農用水、簡易水道施設の被害調査及び応急対策 農村下水道施設の被害調査及び応急対策 危険水防区域の警戒巡視 	都市建設部	管理課	管理班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請 危険水防区域の警戒巡視 道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 	道路維持課 土木課	道路班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策 市街地の浸水防止対策 	上下水道部	水道課	水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 	下水道課	下水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 	消防本部	消防課	消防班	<ul style="list-style-type: none"> 災害の警戒、水防活動 	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 市の水防組織</p> <p>1 水防本部事務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>班</th> <th>業務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課 <u>消防推進室</u></td> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水防本部の庶務及び各部との連絡調整 気象予報（注意報含む）、警報及び情報等の収集、伝達 災害状況取りまとめ、災害記録 国・道に対する要請及び報告 <u>消防機関との連絡調整に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>政策推進部</td> <td>広報広聴課</td> <td>広報第1班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>農村振興課 農政課</td> <td>農政班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び水防措置要請 営農用水、簡易水道施設の被害調査及び応急対策 農村下水道施設の被害調査及び応急対策 危険水防区域の警戒巡視 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市建設部</td> <td>管理課</td> <td>管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請 危険水防区域の警戒巡視 道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 </td> </tr> <tr> <td>道路維持課 土木課</td> <td>道路班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策 市街地の浸水防止対策 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td>水道課</td> <td>水道施設班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 </td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td>下水道施設班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 </td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	班	業務分担	総務部	総務課 <u>消防推進室</u>	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部の庶務及び各部との連絡調整 気象予報（注意報含む）、警報及び情報等の収集、伝達 災害状況取りまとめ、災害記録 国・道に対する要請及び報告 <u>消防機関との連絡調整に関すること</u> 	政策推進部	広報広聴課	広報第1班	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整 	農政部	農村振興課 農政課	農政班	<ul style="list-style-type: none"> 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び水防措置要請 営農用水、簡易水道施設の被害調査及び応急対策 農村下水道施設の被害調査及び応急対策 危険水防区域の警戒巡視 	都市建設部	管理課	管理班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請 危険水防区域の警戒巡視 道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 	道路維持課 土木課	道路班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策 市街地の浸水防止対策 	上下水道部	水道課	水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 	下水道課	下水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>消防広域化に伴う修正</p>
部	課	班	業務分担																																																																				
総務部	総務課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部の庶務及び各部との連絡調整 気象予報（注意報含む）、警報及び情報等の収集、伝達 災害状況取りまとめ、災害記録 国・道に対する要請及び報告 																																																																				
政策推進部	広報広聴課	広報第1班	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整 																																																																				
農政部	農村振興課 農政課	農政班	<ul style="list-style-type: none"> 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び水防措置要請 営農用水、簡易水道施設の被害調査及び応急対策 農村下水道施設の被害調査及び応急対策 危険水防区域の警戒巡視 																																																																				
都市建設部	管理課	管理班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請 危険水防区域の警戒巡視 道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 																																																																				
	道路維持課 土木課	道路班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策 市街地の浸水防止対策 																																																																				
上下水道部	水道課	水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 																																																																				
	下水道課	下水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 																																																																				
消防本部	消防課	消防班	<ul style="list-style-type: none"> 災害の警戒、水防活動 																																																																				
部	課	班	業務分担																																																																				
総務部	総務課 <u>消防推進室</u>	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部の庶務及び各部との連絡調整 気象予報（注意報含む）、警報及び情報等の収集、伝達 災害状況取りまとめ、災害記録 国・道に対する要請及び報告 <u>消防機関との連絡調整に関すること</u> 																																																																				
政策推進部	広報広聴課	広報第1班	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整 																																																																				
農政部	農村振興課 農政課	農政班	<ul style="list-style-type: none"> 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び水防措置要請 営農用水、簡易水道施設の被害調査及び応急対策 農村下水道施設の被害調査及び応急対策 危険水防区域の警戒巡視 																																																																				
都市建設部	管理課	管理班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請 危険水防区域の警戒巡視 道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 																																																																				
	道路維持課 土木課	道路班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策 市街地の浸水防止対策 																																																																				
上下水道部	水道課	水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 																																																																				
	下水道課	下水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請 																																																																				
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																				

第4章
第1節
7頁

第4章 予報及び警報
第1節 気象庁が行う気象予報及び警報
2 警報等の伝達経路



第4章 予報及び警報
第1節 気象庁が行う気象予報及び警報
2 警報等の伝達経路



消防広域化に伴う修正

第4章
第2節
8頁

第2節 洪水予報河川における洪水予報
1 種類及び発表基準

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(氾濫発生)
洪水予報の種類	(発表なし)	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫発生情報 (洪水警報)
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・避難準備情報の発令を検討	・避難勧告等の発令を判断	・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

第2節 洪水予報河川における洪水予報
1 種類及び発表基準

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(氾濫発生)
洪水予報の種類	(発表なし)	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫発生情報 (洪水警報)
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討	・避難勧告等の発令を判断	・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

避難情報の名称変更に伴う修正

▼洪水予報を行なう河川と発表の基準となる観測所 (水位：m)

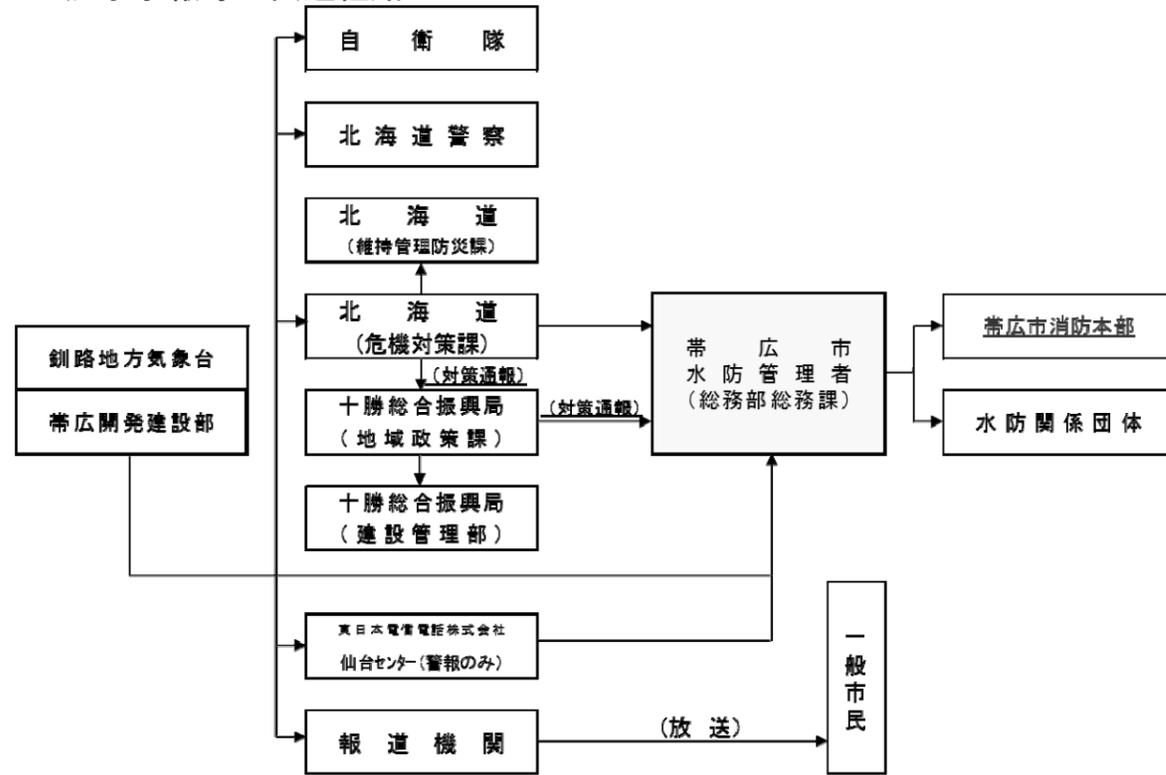
管理者	河川名	洪水予報基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90
	札内川	第2大川橋(大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90

▼洪水予報を行なう河川と発表の基準となる観測所 (水位：m)

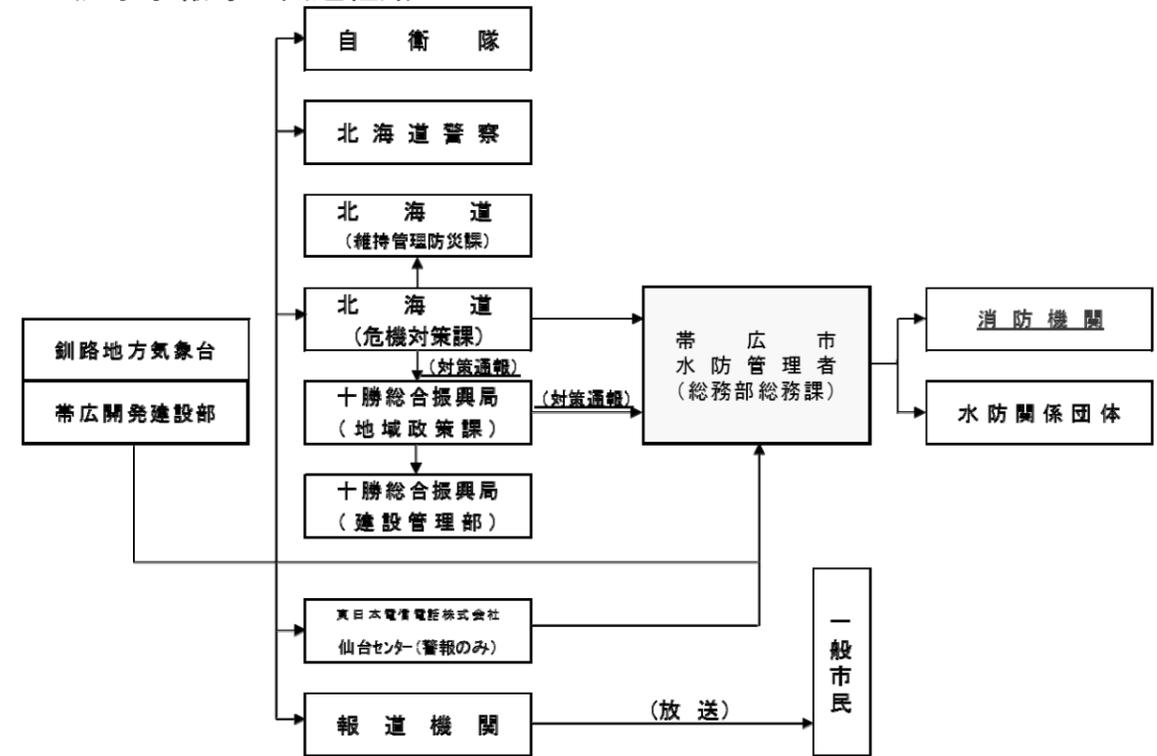
管理者	河川名	洪水予報基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.80	37.40
	札内川	第2大川橋(大正町)	102.20	102.80	103.50	104.20
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.80	37.40

基準水位の見直しに伴う修正

2 洪水予報等の伝達経路



2 洪水予報等の伝達経路



消防広域化に伴う修正

第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

▼水位周知河川と基準点水位 (m)

管理者	河川名	基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.58	72.58	73.35	73.71
		西1南3	33.27	34.23	34.91	35.32
		西2南2	51.20	52.28	53.02	53.49
		上帯広町	143.76	144.83	-	145.63
	ウツベツ川	西1南9	37.58	38.09	38.54	39.29
	売買川	西7南3	49.76	50.22	50.93	52.20
	新帯広川	西2北1	47.00	48.15	48.86	49.45
	柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88

第3節 水位周知河川における水位到達情報

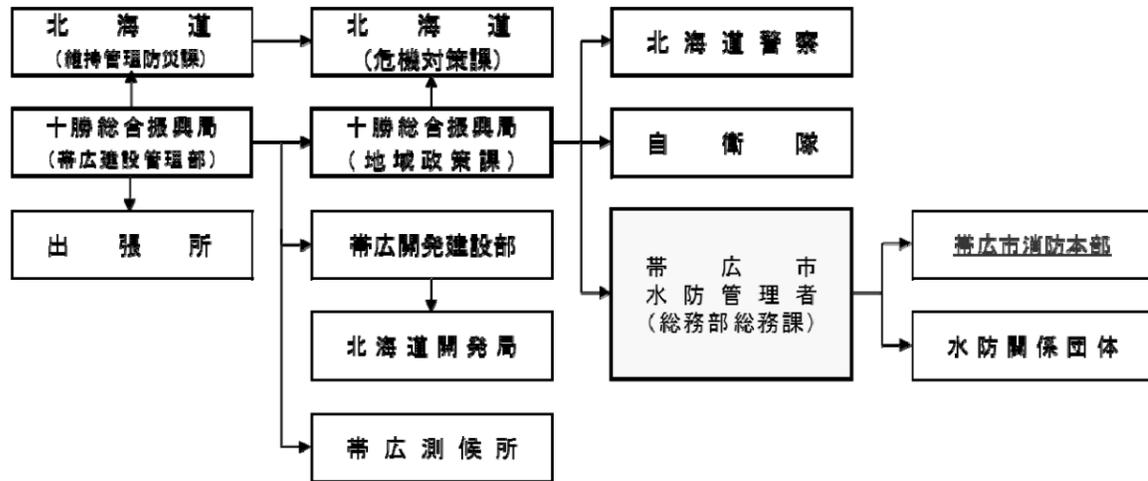
1 種類及び発表基準

▼水位周知河川と基準点水位 (m)

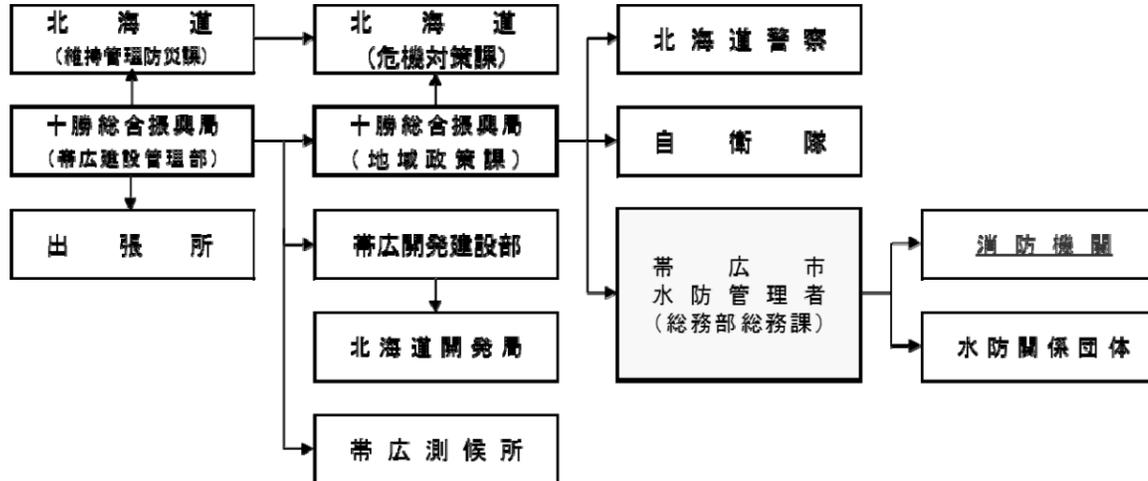
管理者	河川名	基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.78	72.89	74.00	74.15
		西1南3	33.31	34.30	35.26	35.41
		西2南2	51.44	52.66	53.88	54.03
		上帯広町	143.76	144.83	-	145.63
	ウツベツ川	西1南9	37.49	38.24	39.00	39.25
	売買川	西7南3	49.75	50.22	51.70	52.12
	新帯広川	西2北1	47.04	48.22	49.40	49.55
	柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88

基準水位の見直しに伴う修正

2 伝達経路



2 伝達経路



消防広域化に伴う修正

第4節 水防警報
2 種類及び判断基準

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(氾濫発生)
水防警報の種類	待機	準備・出動	指示	指示	指示
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・避難準備情報の発令を検討	・避難勧告等の発令を判断	・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

第4節 水防警報
2 種類及び判断基準

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(氾濫発生)
水防警報の種類	待機	準備・出動	指示	指示	指示
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討	・避難勧告等の発令を判断	・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

避難情報の名称変更の伴う修正

▼水防警報を行なう河川と発表の基準となる観測所

(水位：m)

管理者	河川名	水防警報基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90
	札内川	第2大川橋(大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.58	72.58	73.35	73.71
		西1南3	33.27	34.23	34.91	35.32
		西2南2	51.20	52.28	53.02	53.49
		上帯広町	143.76	144.83	-	145.63
	ウツツ川	西1南9	37.58	38.09	38.54	39.29
	売買川	西7南32	49.76	50.22	50.93	52.20
	新帯広川	西2北1	47.00	48.15	48.86	49.45
	柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88

▼水防警報を行なう河川と発表の基準となる観測所

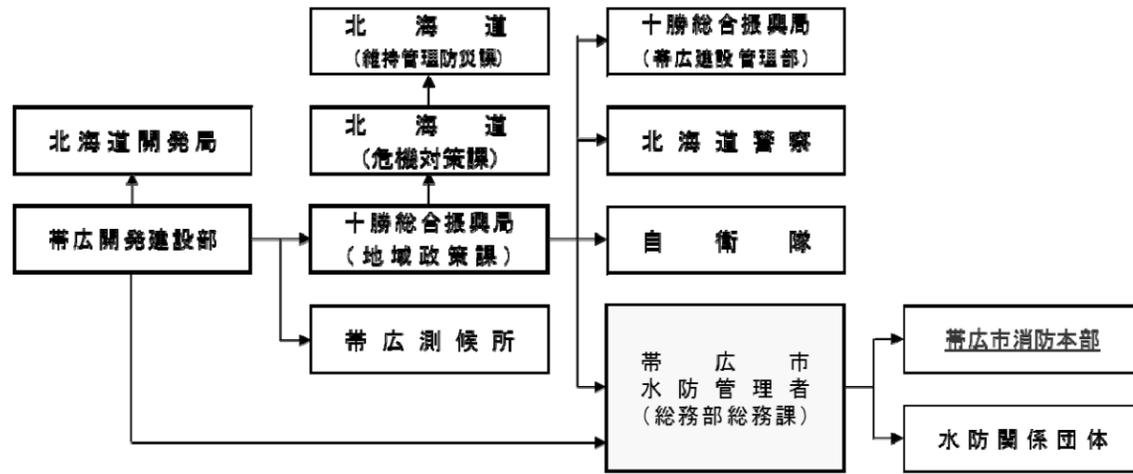
(水位：m)

管理者	河川名	水防警報基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.80	37.40
	札内川	第2大川橋(大正町)	102.20	102.80	103.50	104.20
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.80	37.40
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.78	72.89	74.00	74.15
		西1南3	33.31	34.30	35.26	35.41
		西2南2	51.44	52.66	53.88	54.03
		上帯広町	143.76	144.83	-	145.63
	ウツツ川	西1南9	37.49	38.24	39.00	39.25
	売買川	西7南32	49.75	50.22	51.70	52.12
	新帯広川	西2北1	47.04	48.22	49.40	49.55
	柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88

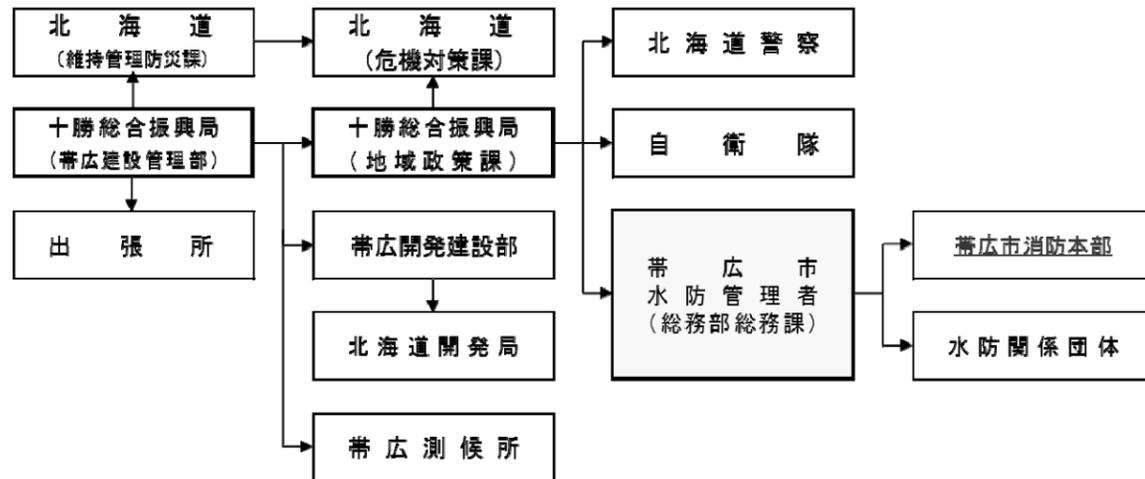
基準水位の見直しに伴う修正

3 警報の伝達経路

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報の伝達経路

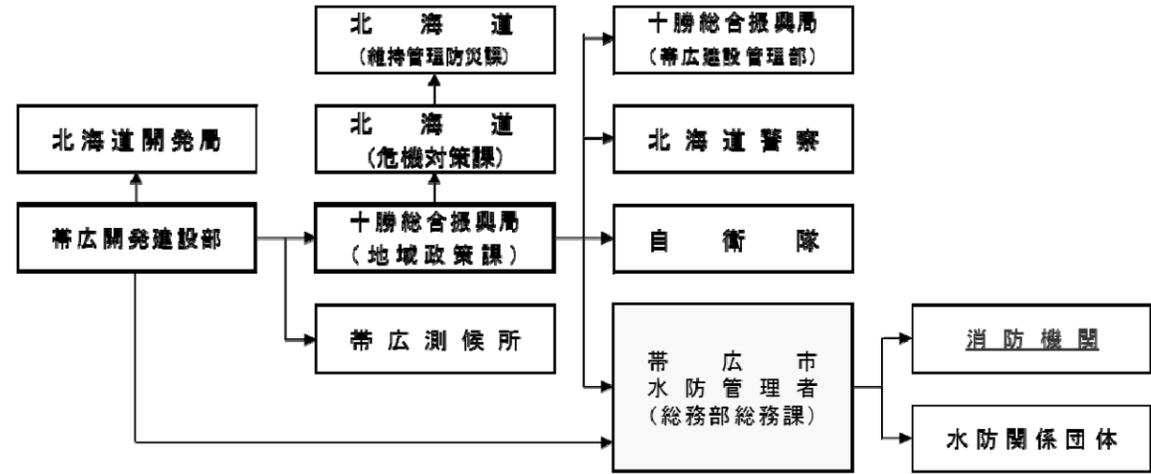


(2) 知事が発表する水防警報の伝達経路

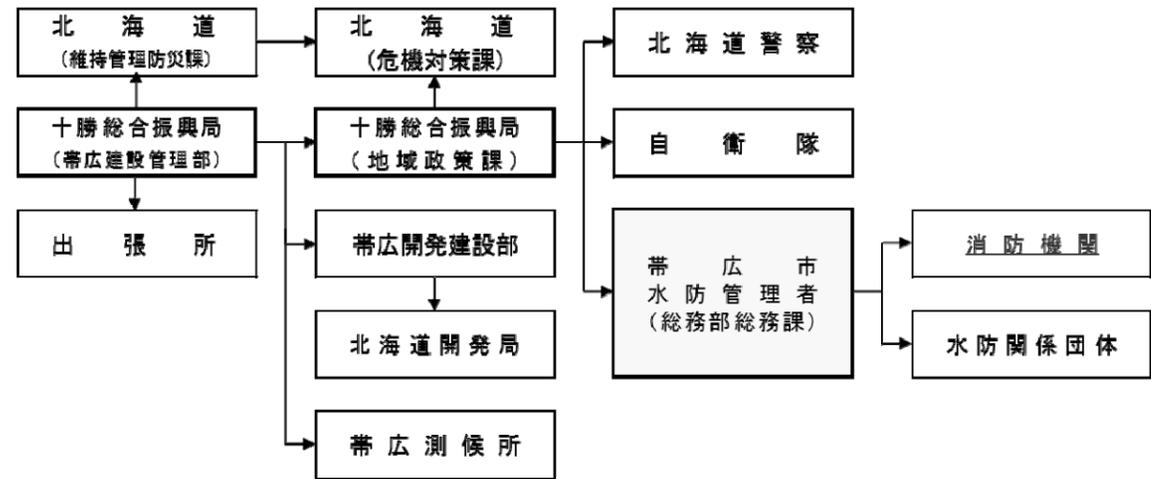


3 警報の伝達経路

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報の伝達経路



(2) 知事が発表する水防警報の伝達経路



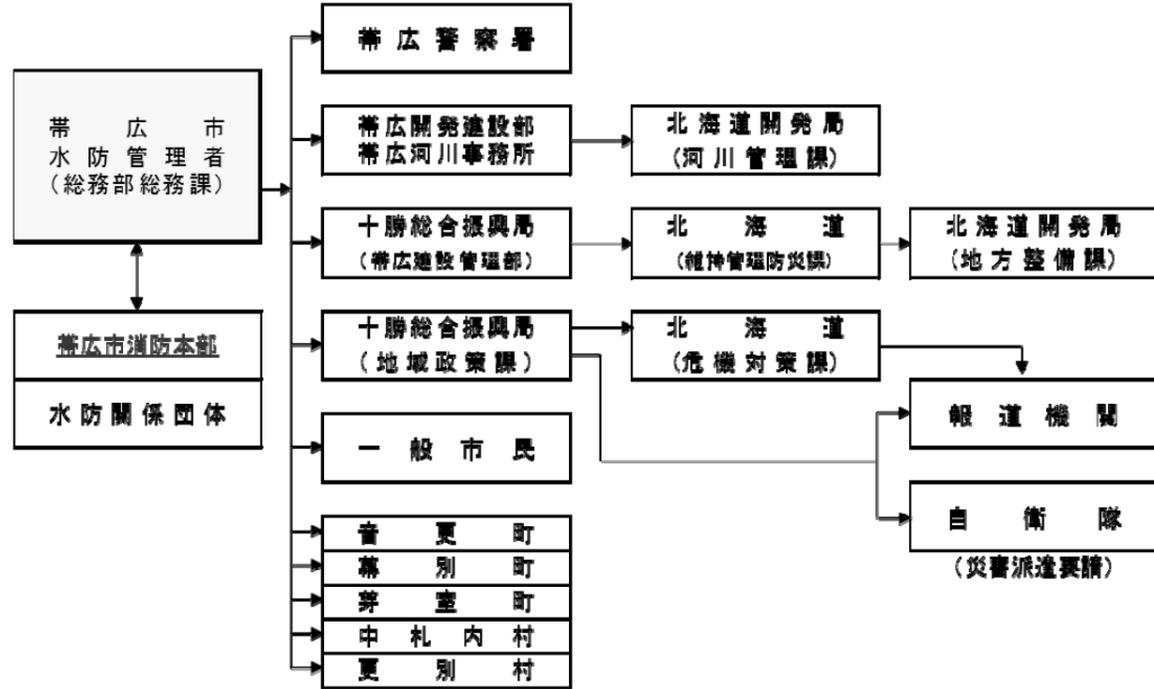
消防広域化に伴う修正

消防広域化に伴う修正

第4章
第5節
13頁

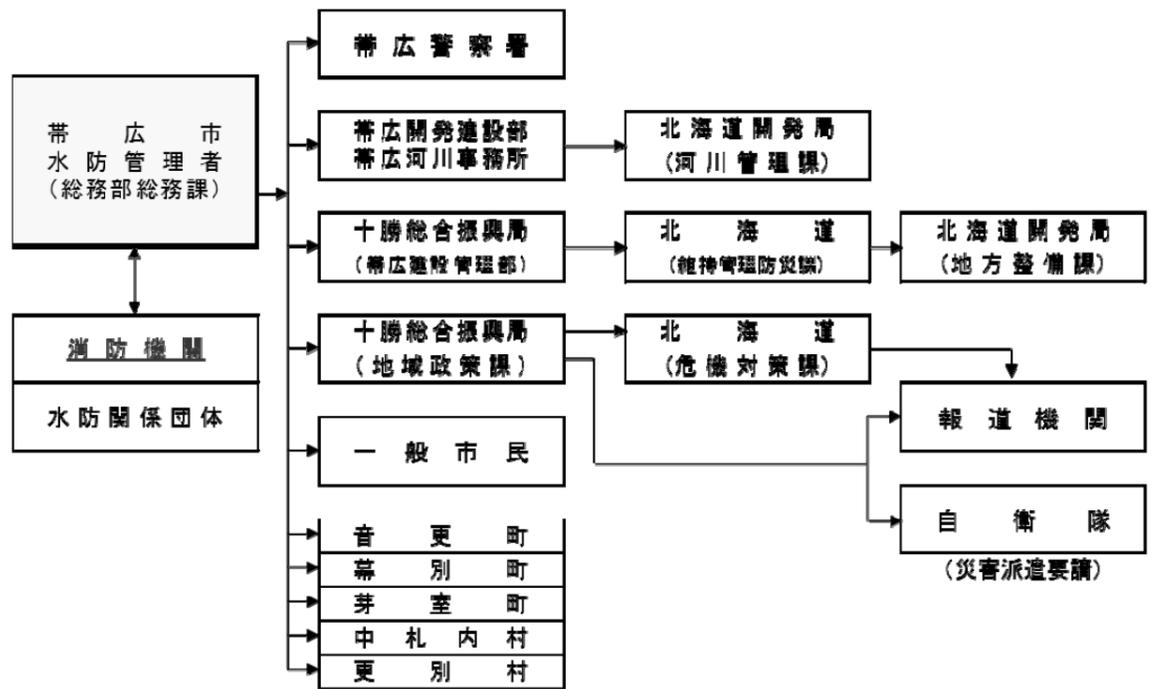
第5節 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防機関は、直ちに次により通報するものとする。



第5節 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防機関は、直ちに次により通報するものとする。



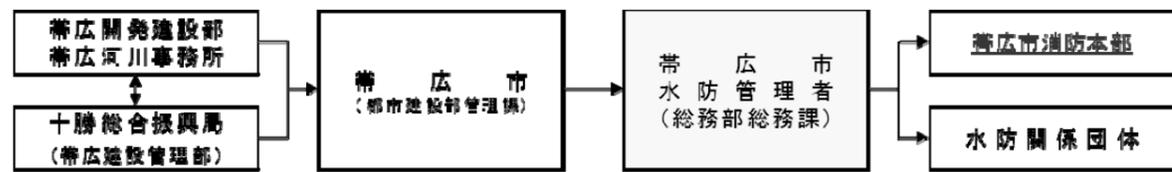
消防広域化に伴う修正

第6章
第2節
15頁

第6章 ダム・水門等の操作

第2節 水門等の操作の連絡系統

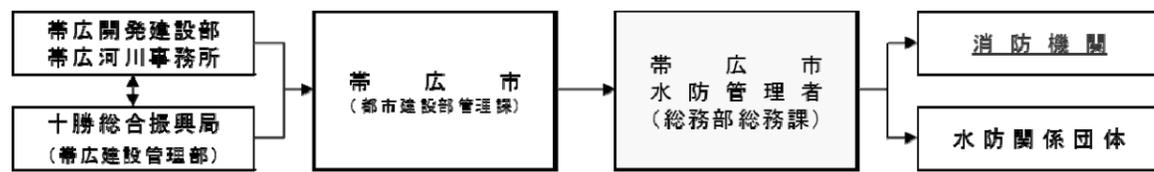
ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに十勝総合振興局、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。



第6章 ダム・水門等の操作

第2節 水門等の操作の連絡系統

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに十勝総合振興局、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

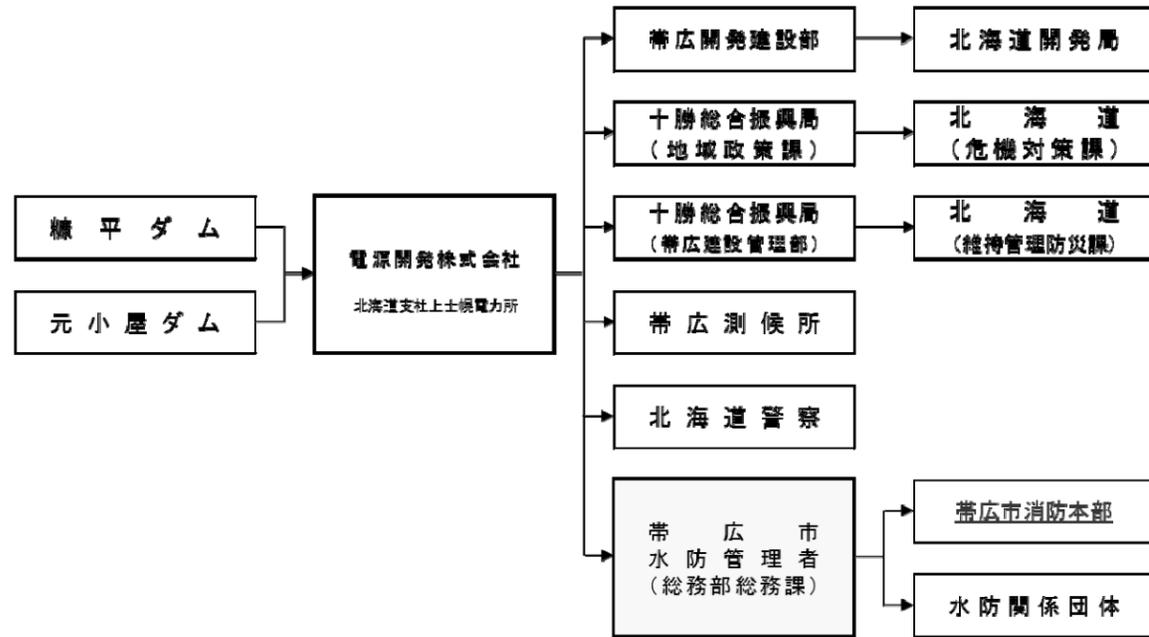


消防広域化に伴う修正

第6章
第3節
15頁

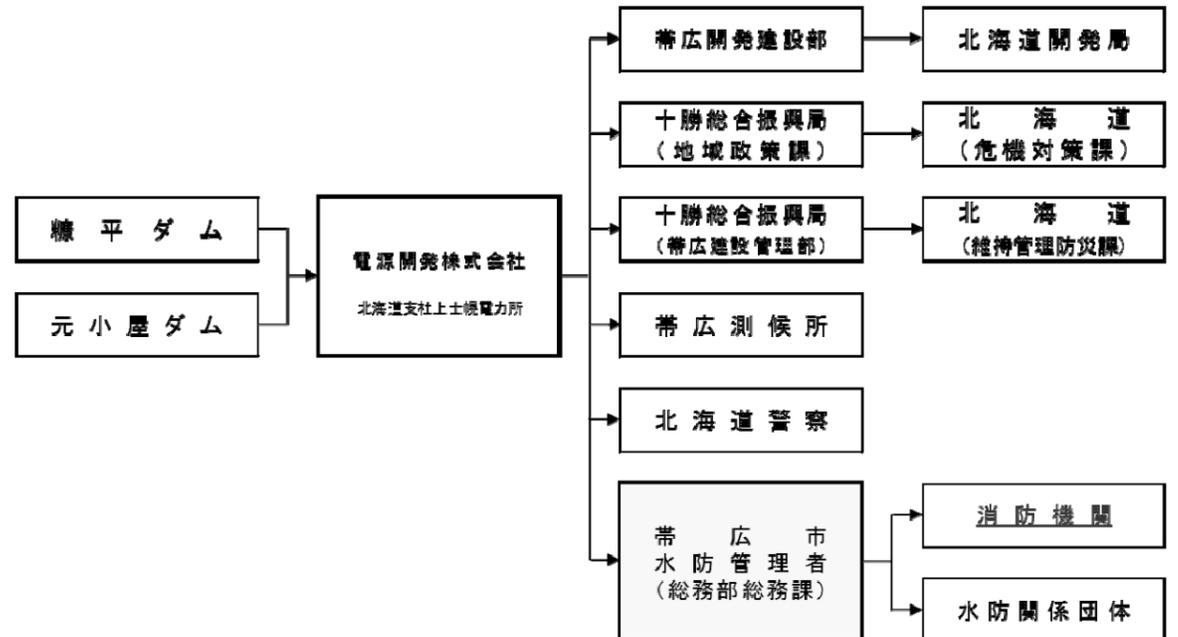
第3節 ダム情報連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。



第3節 ダム情報連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。



消防広域化に伴う修正

第9章
第1節
20頁

第9章 水防活動
第1節 非常配備態勢
1 市の配備体制

(1) 市の非常配備基準

帯広市地域防災計画に定める非常配備態勢基準に準ずるものとする。

▼非常配備態勢の基準

配置基準	態勢区分	配備職員
各種警報発令	第1次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部総務課、消防本部 ※第2次注意態勢の所属長は自宅待機
各種警報発令が延長により継続されたとき、警戒・災害対策に備える必要があるとき	第2次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部総務課 ・政策推進部広報広聴課 ・都市建設部管理課 ・都市建設部道路維持課 ・都市建設部みどりの課 ・上下水道部総務課 ・上下水道部水道課 ・上下水道部下水道課 ・農政部農村振興課 ・学校教育部企画総務課 ・その他関係部課 ※その他の所属長は自宅待機
(省略)	(省略)	(省略)

※被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備態勢をとるものとする。

第9章 水防活動
第1節 非常配備態勢
1 市の配備体制

(1) 市の非常配備基準

帯広市地域防災計画に定める非常配備態勢基準に準ずるものとする。

▼非常配備態勢の基準

配置基準	態勢区分	配備職員
各種警報発令	第1次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部総務課 ※第2次注意態勢の所属長は自宅待機
各種警報発令が延長により継続されたとき、警戒・災害対策に備える必要があるとき	第2次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部総務課 ・総務部消防推進室 ・政策推進部広報広聴課 ・都市建設部管理課 ・都市建設部道路維持課 ・都市建設部みどりの課 ・上下水道部総務課 ・上下水道部水道課 ・上下水道部下水道課 ・農政部農村振興課 ・学校教育部企画総務課 ・その他関係部課 ※その他の所属長は自宅待機
(省略)	(省略)	(省略)

※被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備態勢をとるものとする。

消防広域化に伴う修正

第11章
第2節
26頁

第11章 協力及び応援

第2節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

法第23条の規定に基づく隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。



第11章 協力及び応援

第2節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

法第23条の規定に基づく隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。



消防広域化に伴う修正

資料編
資料3

資料3 地域防災無線局一覧

設置施設	呼出番号	識別信号	所属グループ		
(略)	(略)	(略)	(略)		
消防本部 通信課 (遠隔装置あり111**0)	111	ぼうさいおびひろ111	#01	#05	
消防署 警防課	112	ぼうさいおびひろ112	#01	#05	
(略)	(略)	(略)	(略)		
消防本部 消防課 車両	726	ぼうさいおびひろ726	#02	#04	#05
(略)	(略)	(略)	(略)		

※遠隔装置設置施設は、「呼出番号+**0」で半固定無線機、遠隔装置のすべてを呼び出すことができます。

資料3 地域防災無線局一覧

設置施設	呼出番号	識別信号	所属グループ		
(略)	(略)	(略)	(略)		
とから広域消防局指令センター (遠隔装置あり111**0)	111	ぼうさいおびひろ111	#01	#05	
帯広消防署 警防課	112	ぼうさいおびひろ112	#01	#05	
(略)	(略)	(略)	(略)		
とから広域消防局 救急救助課 車両	726	ぼうさいおびひろ726	#02	#04	#05
(略)	(略)	(略)	(略)		

※遠隔装置設置施設は、「呼出番号+**0」で半固定無線機、遠隔装置のすべてを呼び出すことができます。

消防広域化に伴う修正